

熊本地震調査報告

9月18日(日)～21日(火)の三日間、当会の高橋悦子会長と編集者である高橋英が日本マンション学会の折田弁護士と共に現地に行き調査・ヒアリングを実施してきました。

・9月18日(日)11:00～

「上熊本ハイツ(団地型)」

罹災証明:全壊(5棟全棟)地震保険:4号棟と3号棟が全損。5棟全棟で一括建て替えの方針。理事長・復興委員長からヒアリング。

・9月18日(日)14:00～

「スカイハイツ健軍東」

罹災証明→全壊 地震保険→全損
35戸のうち、1戸のみ居住中。

理事4名よりヒアリング。

・9月18日(日)16:00～

「サンアメニティ参番館」

現地調査並びに法華クラブ1階ロビーにて理事長からヒアリング。

「震災対策委員会」を立ち上げて今後の方針を検討しているところ。

罹災証明→全壊

地震保険→全損



・9月19日(月・祝)10:00～

「グランピアニュースカイ前」自主管理

南棟1階の部屋は扉や襖が湾曲している。「ジャッキアップ」にて復旧工事をする方針。コンサルはいないが顧問弁護士がいる。理事長、他理事5名からヒアリング。

罹災証明→全壊

地震保険→半損



・9月19日(月・祝) 13:00～

「第2京町台ハイツ」

現地調査の後、松本理事長の現在のご自宅にて、理事長と管理会社フロントの工藤氏からヒアリング。

罹災証明→全壊 地震保険→未加入

「建物取り壊し」「敷地売却」に向かう方針。

コンサルは弁護士1名。管理会社フロントの工藤氏が改正被災マンション法をよく勉強している。



・9月19日(月・祝)15:30～

「メゾン本荘」自主管理

罹災証明:大規模半壊 地震保険:全損

居住者はいない。「建物取り壊し」「敷地売却」に向かう方針。理事3名 監事1名からヒアリング。

コンサルは武澤美奈子管理士と弁護士1名。

今回の調査スタッフ

折田弁護士、稲岡弁護士、
稲田泰一管理士、武澤美奈子管理士
高橋悦子会長、高橋英理事

【意見交換会】

9月18日(日)19:00～22:00

熊本市中央区にて懇親会

「改正被災マンション法について」「熊管連と熊本県士会のこれまでとこれからのについて」



熊本市役所等訪問報告

9月20日(火)10:00～11:20

熊本市役所 9階会議室

熊本県土会:稲田泰一氏、熊管連:本田秀則管理士と同行し、住宅政策課:課長東野洋尚氏、主査渡辺広樹氏、主事内藤海氏、営繕課副課長:塩田氏、廃棄物対策課:福松氏と面談。

9月20日(火)13:00～

熊本県住宅センター

稲田管理士・高橋悦子会長
専務理事 生田博隆氏に挨拶

9月20日(火)15:00～

熊本県マンション管理組合連合会

稲田管理士・高橋悦子会長
平江澄雄会長、本田秀則管理士に御礼と挨拶

平成28年熊本地震に被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法が適用されました

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成7年法律第43号。以下「被災マンション法」といいます。)第2条の災害として平成28年熊本地震による災害を定める旨の政令が、平成28年10月5日に公布・施行されました。これにより、平成28年熊本地震に被災マンション法が適用されました。

平成28年度第2回 マンション管理基礎セミナー開催

日時:平成28年11月13日(日)13:00～16:30

場所:ネ！ットU(アエル5階) 多目的ホール 他

第1部:みんなで取り組む!『マンションの自主点検』

第2部:知って得する『マンションの保険』

第3部:マンション管理交流会

平成28年度仙台市市民協働事業セミナーのご案内

第2回「高経年マンションの将来を考える」

12月3日(土)13:00～16:30

仙台市民会館2階 第4会議室

第1部 講演

・「マンションの将来を考える」

・耐震改修工事の事例紹介

・仙台市の助成制度について

第2部 見学会

第3部 交流会

私の趣味 中田公夫さん

ジョギングで榴岡公園を駆けています。約5Kの小雨決行でほぼ毎日です。

走る仲間が見えないときは、俺にはこれしか楽しみがないのかと落ち込むときもありますが、孤高のランナーを自認し継続の力で走れるまで走り続けて行きます。唯一の楽しみは、娘夫婦とマラソン大会に出ることで、ハーフに3回、最近では10キロに参加しています。(写真の隣の女性は娘ではありません。)ジョギングの効用は何といっても血の巡りがよくなることです。脳細胞に酸素が充填され、細胞が活性化すること間違いなく、その後のビールではなく、勉強の疲れをとる効果が一番大です。高年の皆様には体形の維持と長寿、脳細胞の活性化に是非お勧めします。(挫けそうになったら公園で走っている同年代がいることを浮かべてください。)

マンション管理士は、独占業務ではなくマンション管理に必須の資格ではありません。しかし、建物の高齢化は住む人たちの高齢化とともに、行政も「外部専門家の活用」にマンション管理士を積極的に活用していこうという姿勢が見えてきました。行政は西欧の管理形態を参考にし、日本用にアレンジした最適解を導いてくることでしょう。これらの時代のニーズに応じるには我々も個人ではなく集団(法人)として持続性・信用性のある質を高めた組織でサービスが提供できるよう、行政との密接な連携を基に更に開放度を高め、異業種との連携を図り、必要とされる知識の習得が求められてくると思います。



本会活動予定

- 10月19日(水)19時～本会事務所 技術研究会
- 10月25日(火)14時30分～本会事務所 業務委員会
- 10月25日(火)18時～本会事務所 法務研究会
- 10月27日(木)18時～本会事務所 管理研究会
- 11月02日(水)19時～本会事務所 理事会